

2006年4月からの児童手当制度の改正

児童手当は、児童を養育する者に手当を支給することにより、家庭生活の安定と、児童の健全育成及び資質の向上を目的としている。平成18年4月1日から、児童手当の支給対象年齢が小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)まで拡大され、同時に所得制限額が引き上げられた。

【1】手当月額

第1子, 第2子……1人 5,000 円

第3子以降 ………1人 10,000 円

【2】手当の種類(児童手当法上の区分)

①3歳未満の児童の場合

(1) 児童手当

(2) 特例給付……所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン(厚生年金に加入している)等の特例として、所得が一定額未満の場合に限って、児童手当と同額の給付が支給される。

②3歳以上12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校6年生修了まで)の場合

(3) 小学校6年生修了前特例給付(法附則第7条給付)……3歳未満児童の場合の児童手当に相当する。

(4) 小学校6年生修了前特例給付(法附則第8条給付)……3歳未満児童の場合の特例給付に相当する。

【3】所得制限限度額表

扶養人数	児童手当	特例給付
0人	4,600,000 円	5,320,000 円
1人	4,980,000 円	5,700,000 円
2人	5,360,000 円	6,080,000 円
3人	5,740,000 円	6,460,000 円
4人	6,120,000 円	6,840,000 円
5人	6,500,000 円	7,220,000 円
1人増すごとに 380,000 円ずつ加算		

※ 審査対象となる所得は、平成16年分の所得から基礎控除額(8万円)と該当控除額(医療費控除など)を控除した金額である。